

- 件名：東海再処理施設の廃止措置計画に係る面談
- 日時：令和4年2月17日(木)13時30分～15時15分
- 場所：原子力規制庁10階会議室 ※一部出席者はTV会議にて実施
- 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

審査グループ 研究炉等審査部門

細野安全管理調査官、北條主任技術研究調査官、有吉上席安全審査官

小舞管理官補佐、加藤原子力規制専門員

検査グループ 核燃料施設等監視部門

栗崎企画調査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

安全・核セキュリティ統括部 安全・核セキュリティ推進室 マネージャー 他1名

再処理廃止措置技術開発センター 副センター長 他13名

5. 要旨

○国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）から、東海再処理施設の廃止措置に係る検討状況について、配付資料に基づき説明があった。

○原子力規制庁より、以下の通りコメントを伝えた。

(資料2について)

- ガラス固化処理の数値目標について、今後3年間の計画体数のみだけでなく、令和10年度末までにガラス固化処理を終わらせるために必要な4年目以降の数値目標も示すこと。
- ガラス溶融炉の洗浄運転において、ガラス原料に加えて模擬廃液の供給が必要な理由を説明すること。

(資料5について)

- 放射性クリプトンの管理放出について、実際の放出量と保安規定等に基づく放出管理基準とを比較して説明すること。

(資料6について)

- 設置予定の灯油貯槽について、当該灯油貯槽は生産系にのみ接続されるものであり、安全機能を有するものではないこと、また、既認可の廃止措置計画における外部火災対策の内容に影響を与えるものでないことから、当該灯油貯槽の設置に係る許認可手続きは不要である。

○原子力機構より、了承した旨返答があった。

6. 配付資料

- 資料 1 ガラス固化処理技術開発施設（T VF）における固化処理状況について
- 資料 2 ガラス固化処理技術開発施設（T VF）における洗浄運転の実施可否等について
- 資料 3 廃止措置段階における人材確保の考え方について
- 資料 4 工程洗浄に係る再処理施設廃止措置計画変更申請の一部補正について
- 資料 5 放射性クリプトンの管理放出の実施状況について
- 資料 6 低放射性廃棄物処理技術開発施設（L W T F）の灯油貯槽の配置変更に伴う新規設置について
- 資料 7 固化セルインセルクラの電動機ユニットの交換について
- 資料 8 保安規定変更認可申請書（安全対策、工程洗浄）に係る補正について
- 資料 9 東海再処理施設の安全対策に係る面談スケジュール（案）